

地域手当支給細則

平成16年4月1日

細則第 16 号

改正 平成18年3月13日細則第 5 号

平成19年3月23日細則第 8 号

平成21年3月23日細則第 6 号

平成22年11月30日細則第 17 号

平成27年3月24日細則第 6 号

平成28年2月1日細則第 4 号

平成30年1月19日細則第 5 号

令和7年3月27日細則第 8 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第14条の規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給地域)

第2条 給与規程第14条第1項及び第2項の「別に定める支給地域」は、別表に掲げる地域とする。

(異動保障)

第3条 前条に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動（在籍出向を含む。この条において、以下同じ。）した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6ヶ月を超えて勤務していた場合その他当該場合と権衡上必要があると学長が認めた場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（前条に定める支給割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（前条に定める支給割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に勤務する地域が前条に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、給与規程第14条第1項の規定にかかわらず当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合、地域手当の支給割合が、当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、先の異動した日から3年を経過するまでの間、先の直前に勤務していた地域等に係る支給割合により支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 異動前の支給割合（異動前

の支給割合が当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た額
- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た額

第4条 国家公務員（特別職に属する者を含む。）であつた者、検察官であつた者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員であつた者、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員であつた者、地方公務員であつた者、業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する次に掲げる法人の職員であつた者から引き続き職員となつた者が、第2条に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前条の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該職員には、前条の規定に準じて、地域手当を支給する。

- (1) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫
- (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (3) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人を除く。）
- (4) 前3号に掲げる法人のほか、学長がこれらに準ずる法人であると認めるもの（端数計算）

第5条 給与規程第14条第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

（雑則）

第6条 この細則に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日までの間における第2条に掲げる支給割合の適用については、それぞれの割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合とする。
- 3 第4条の規定により地域手当を支給する場合であつて、当該職員が異動前に地域手当に相当する手当を本学が定めた支給割合より低い支給割合で支給されていた場合は、異動前に受けていた支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。
- 4 平成22年3月31日までの間において、第4条の規定により地域手当を支給する場合であつて、当該職員が異動前に改正前の調整手当支給細則（以下「旧細則」という。）

第2条に掲げる支給地域に在勤し、かつその支給地域が改正後の第2条に掲げる支給地域にない場合には、旧細則第2条に掲げる当該支給地域に対する支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

- 5 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。

(給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)附則第2項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算)

- 2 給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)附則第2項第2号、第4号及び第5号並びに第4項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成30年3月31日までの間における別表に掲げる支給割合の適用については、それぞれの割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合とする。

- 3 第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に地域手当に相当する手当を本学が定めた支給割合より低い支給割合で支給されていた場合は、異動前に受けていた支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

- 4 平成30年3月31日までの間において、第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に改正前の地域手当支給細則(以下「旧細則」という。)第2条に掲げる支給地域に在勤し、かつその支給地域が改正後の第2条に掲げる支給地域にない場合には、旧細則第2条に掲げる当該支給地域に対する支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

- 5 前3項に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(附則の改正(平成27年細則第6号附則))

- 2 地域手当支給細則を改正する細則(平成27年細則第6号)附則第2項及び第4項中、「平成30年3月31日までの間」とあるのは、「当分の間」とする。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に地域手当に相当する手当を本学が定めた支給割合より低い支給割合で支給されていた場合は、異動前に受けていた支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。
- 3 令和10年3月31日までの間における別表に掲げる支給割合の適用については、それぞれの割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合とする。
- 4 令和10年3月31日までの間において、第3条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に受けていた地域手当に相当する手当の支給率に変動があった場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 引上げとなる場合 引き上げとなってから6月を超えて当該地域に在勤している場合を除き、引上げ前の支給割合とする。
 - (2) 引下げとなる場合 変更後の支給割合とする。
- 5 前2項に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

別表（第2条関係）

	支給地域	支給区分	支給割合
北海道	札幌市	5級地	100分の4
宮城県	仙台市 多賀城市	4級地	100分の8
茨城県	(1) 次の各号に掲げる地域以外の地域 (2) つくば市 (3) 取手市 守谷市 (4) 水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 牛久市	5級地 2級地 3級地 4級地	100分の4 100分の16 100分の12 100分の8
栃木県		5級地	100分の4
群馬県	前橋市 高崎市 太田市	5級地	100分の4
埼玉県	(1) 次の各号に掲げる地域以外の地域 (2) さいたま市 志木市 和光市 (3) 川越市 東松山市 上尾市 朝霞市 坂戸市	5級地 3級地 4級地	100分の4 100分の12 100分の8
千葉県	(1) 次の各号に掲げる地域以外の地域 (2) 千葉市 成田市 袖ヶ浦市 印西市 (3) 市川市 船橋市 松戸市 佐倉市 柏市 市原市 富津市 浦安市	5級地 3級地 4級地	100分の4 100分の12 100分の8
東京都	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 特別区	2級地 1級地	100分の16 100分の20
神奈川県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 横浜市 川崎市 藤沢市 厚木市	3級地 2級地	100分の12 100分の16
富山県	富山市	5級地	100分の4
石川県	金沢市	5級地	100分の4
山梨県	甲府市	5級地	100分の4
長野県	長野市 松本市 塩尻	5級地	100分の4

	市		
岐阜県	岐阜市	5級地	100分の4
静岡県	(1) 次の各号に掲げる地域以外の地域 (2) 裾野市 (3) 静岡市	5級地 3級地 4級地	100分の4 100分の12 100分の8
愛知県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 名古屋市 刈谷市 豊田市 豊明市	4級地 3級地	100分の8 100分の12
三重県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 四日市市 鈴鹿市	5級地 4級地	100分の4 100分の8
滋賀県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 大津市 草津市 栗東市	5級地 4級地	100分の10 100分の8
京都府		4級地	100分の8
大阪府	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 大阪市 吹田市	3級地 2級地	100分の12 100分の16
兵庫県	(1) 次の各号に掲げる地域以外の地域 (2) 西宮市 芦屋市 宝塚市 (3) 神戸市 尼崎市 明石市 伊丹市 川西市 三田市	5級地 3級地 4級地	100分の4 100分の12 100分の8
奈良県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 奈良市 大和郡山 市 天理市	5級地 4級地	100分の4 100分の8
和歌山県	和歌山市 橋本市	5級地	100分の4
岡山県	岡山市 倉敷市	5級地	100分の4
広島県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域 (2) 広島市	5級地 4級地	100分の4 100分の8
香川県	高松市	5級地	100分の4
福岡県	(1) 次号に掲げる地域以外の地域	5級地	100分の4

(2) 福岡市 春日市 福津市	4級地	100分の8
--------------------	-----	--------

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。